

社団法人 日本オペレーションズ・リサーチ学会定款細則（案）

第 1 章 会 員

- 第 1 条 会員として入会を承認したときは、本会からその旨を通知する。新入会の会員は入会の期日にかかわらずその年の会費全額を納入する。
- 2 正会員、学生会員の入会金は次の通りとする。
- 正 会 員 1,500 円
学生会員 600 円
- 3 会員の会費年額は定款第 6 条の種別により次の通りとする。
- 正 会 員 14,400 円
学生会員 5,000 円
賛助会員 一口 A 種 95,000 円
B 種 48,000 円
- 第 2 条 賛助会員は代表者を定め本会に通知する。賛助会員の名称・代表者の変更も同様である。
- 2 賛助会員（B 種）は次に掲げるものとする。該当しない賛助会員は A 種とする。
- 1）個人
2）資本金 3 億円以下および従業員 200 人以下の法人
3）特に理事会が上記 2）に準ずると認めた法人または団体
- 第 3 条 会員は配布規程に従い、会誌の配布を受ける。
- 第 4 条 会誌は 1 月より 12 月までのあいだに発行したものを送付するものとする。
- 第 5 条 会員は定款第 9 条および第 10 条の権利のほか、次の権利を有する。
- 1）本会の事業に関する通知を受け各種行事、研究発表会および講演会に参加する。
2）本会が、収集、整備する図書、資料等を、所定の規則に従って利用する。
3）所定の規則に従って研究発表し、本会の会誌に投稿する。
- 第 6 条 会費は前年の 12 月までに納入しなければならない。
- 第 7 条 通信先が外国の者の入会金、会費はともに国内会員と同じとする。
- 第 8 条 会費を 6 ヶ月以上滞納した場合は、会員資格を停止することができる。また、会費を 1 年以上滞納した場合は除名することができる。
- 第 9 条 正会員および名誉会員のうち、オペレーションズ・リサーチの進歩に関し顕著な貢献をなした者をフェローとする。
- 2 フェローはフェロー会議の推薦に基づき、理事会において決定する。
3 フェローはフェロー会議を構成し議長は互選とする。
4 フェロー会議は理事会に対し、新フェローの推薦を行なう。

第 10 条 正会員のうち、30 年以上正会員を継続し、70 才以上である者は永年会員とすることができる。

2 永年会員は申出に基づき、理事会の承認により年会費を半額（7,200 円）にすることができる。

第 11 条 理事会は本会の事業活動について広く意見を求めるため、必要に応じ顧問を置くことができる。

第 2 章 役員 の 選 出

第 12 条 役員は以下の会務を分担する。

理 事

会 長（定数 1）法人の代表，会務の総理

副会長（定数 3）企画・調整・統合

庶 務（定数 2）組織管理・人事・会議・文書・設備・総会

国 際（定数 1）I F O R S 等国际交流

研 究（定数 2）研究・教育・研究受託・研究発表会

編 集（定数 2）会誌・出版・広告

会 計（定数 1）会計

無任所（定数 4）理事会の決定による特別な会務

監 事（定数 2）定款第 19 条に定める職務

注 うち 2 名は支部所属会員とする。

会務分担は理事会で変更することができる。

第 13 条 会長候補を選出するため、会長候補者選考委員会を設ける。会長候補者選考委員会は会長候補者選考委員をもって組織する。

第 14 条 会長候補者選考委員の定員は 13 名とし、会長改選の 3 ヶ月前までに、理事会から 5 名、代議員から 8 名を選出する。理事会からの 5 名は理事会推薦とし、代議員からの 8 名は代議員の書面投票により互選とする。

2 会長候補者選考委員の任期は会長就任時までとする。

第 15 条 会長候補者選考委員会に会長候補者選考委員長をおく。会長候補者選考委員長は会長候補者選考委員の互選による。

第 16 条 会長候補者選考委員会は候補者 1 名を選考し、書面により正会員および名誉会員の信任投票を求める。

2 有効投票の過半数の信任を得て候補者とする。

3 有効投票の過半数の信任が得られない場合は、会長候補者選考委員会において再度選挙を行なう。

第 17 条 会長を除く役員は、正会員および名誉会員の直接選挙により選出される。

1）役員は分担する会務ごとに選出する。

2）役員候補者は分担する会務ごとに、本人の同意に基づいて正会員または名誉会員 5 名以上によって推薦された者とする。

- 3) 役員候補者は候補者名簿に登録する。同一人が複数の会務分担役員の候補者になることはできない。
- 4) 候補者名簿にもとづき、正会員および名誉会員が分担ごとの定数連記、無記名投票を行なう。
- 5) 得票数が同じ場合には年令が高いものを選出する。
- 6) 役員は毎年約半数ずつ改選する。

第18条 本章に於ける選挙の管理は監事の責任において行なう。

第3章 代議員の選出

第19条 代議員は正会員を5年以上経験した者で、正会員および名誉会員の投票によって選ばれるものとする。

第20条 代議員候補者は次の区分によるものとし、被推薦者名簿に登録する。

- 1) 5名以上の正会員または名誉会員の推薦を受けて立候補した者
- 2) 理事会の推薦を受けた者

理事会は(1)過去の活動実績(2)年令構成(3)地域性などを勘案して代議員候補者を推薦する。

第21条 第19条に定める代議員の定数は50名以上70名以内とする。

- 2) 正会員および名誉会員は第20条に定める代議員被推薦者名簿から、70名連記無記名投票により代議員を選出する。
- 3) この項の選挙の管理は監事の責任において行なう。

第4章 委員会および幹事

第22条 理事会が必要と認めた場合は、会務の内容を明示して委員会を設けることができる。

第23条 理事会が必要と認めた場合は、理事会、委員会を補佐するため幹事をおくことができる。

第24条 委員および幹事は理事会の推薦にもとづき会長が委嘱する。

第25条 委員、幹事の任期は1年とし重任を妨げない。

第26条 常設の委員会は次の通りとする。

- 1) 編集
- 2) 表彰
- 3) IAOR
- 4) 研究普及
- 5) OR事典編集
- 6) 国際

第5章 会 誌

第27条 会誌を次の2種とする。

- 1) 機関誌 オペレーションズ・リサーチ
- 2) 論文誌 Journal of the Operations Research Society of Japan
日本オペレーションズ・リサーチ学会論文誌

第28条 機関誌には、オペレーションズ・リサーチの普及、啓蒙に関する記事のほか本会記事、会務公告その他の事項を掲載し、年12回これを発行する。

第 29 条 論文誌は、和文または英文で書かれた論文を掲載し、年 4 回これを発行する。ただし、都合により合併号を発行することができる。

第 30 条 論文誌の配布を希望しない会員には、理事会で定めた金額を償還する。

第 31 条 会誌の定価は、理事会で定めるものとする。

第 32 条 会費を滞納した会員には、会誌の送付を停止する。

第 6 章 研究発表会および講演会、その他

第 33 条 研究発表会は年 2 回行なう。

第 34 条 理事会の議決を経て、講演会、その他を開催することができる。

第 35 条 講演会、その他は参加費を徴収することができる。

第 7 章 支 部

第 36 条 この法人に、次の 6 つの支部をおく。

北海道支部、東北支部、中部支部、関西支部、中国・四国支部、九州支部

第 37 条 支部には支部長、副支部長、その他の支部役員をおく。

2 支部役員は各支部で選出する。

3 支部役員の任期は 2 年とする。

4 支部の事業計画および予算、事業報告および決算は、理事会の承認を経るものとする。

5 支部は支部規則を制定する。ただし、理事会の承認を経なければならない。

第 38 条 会長が必要と認めるときは支部長会議を招集し、支部に関する事項を諮問する。

第 8 章 表 彰

第 39 条 この法人はオペレーションズ・リサーチについて、すぐれた業績のあった者を表彰することができる。

第 40 条 表彰の細目については理事会において定める。

第 9 章 附 則

第 41 条 (1) 本細則は、昭和 47 年 5 月 27 日よりこれを実施する。

(2) 本細則は、昭和 48 年 9 月 11 日一部改訂した。

(3) 本細則は、昭和 49 年 7 月 16 日一部改訂した。

(4) 本細則は、昭和 50 年 11 月 6 日一部改訂した。

(5) 本細則は、昭和 53 年 9 月 4 日一部改訂した。

(6) 本細則は、昭和 58 年 11 月 18 日一部改訂した。

(7) 本細則は、昭和 59 年 11 月 30 日一部改訂した。

(8) 本細則は、昭和 62 年 8 月 3 日一部改訂した。

- (9) 本細則は、昭和 63 年 3 月 18 日一部改訂した
- (10) 本細則は、平成 11 年 6 月 30 日一部改訂した。
- (11) 本細則は、平成 14 年 5 月 30 日一部改訂した。
- (12) 本細則は、平成 15 年 月 日一部改訂した。

細則 新旧対照表

現 細 則	新 細 則
<p>第1章 会 員</p>	<p>第1章 会 員</p>
<p>第1条 会員として入会を承認したときは、本会からその旨を通知する。新入会の会員は入会の期日にかかわらずその年の会費全額を納入する。</p> <p>2 正会員、学生会員の入会金は次の通りとする。 正 会 員 1,500 円 学生会員 500 円</p> <p>3 会員の会費年額は定款第6条の種別により次の通りとする。 正 会 員 14,400 円 学生会員 5,000 円 賛助会員 一口A種 95,000 円 B種 48,000 円</p>	<p>第1条 変更なし</p>
<p>第2条 賛助会員は代表者を定め本会に通知する。賛助会員の名称・代表者の変更も同様である。</p> <p>2 賛助会員（B種）は次に掲げるものとする。該当しない賛助会員はA種とする。</p> <p>1) 個人 2) 資本金3億円以下および従業員200人以下の法人 3) 特に理事会が上記2)に準ずると認められた法人または団体</p>	<p>第2条 変更なし</p>
<p>第3条 会員は配布規定に従い、会誌の配布を受ける。</p>	<p>第3条 変更なし</p>
<p>第4条 会誌は1月より12月までのあいだに発行したものを送付するものとする。</p>	<p>第4条 変更なし</p>
<p>第5条 会員は定款第9条および第10条の権利のほか、次の権利を有する。</p> <p>1) 本会の事業に関する通知を受け各種行事、研究発表会および講演会に参加する。 2) 本会が、収集、整備する図書、資料等を、所定の規則に従って利用する。 3) 所定の規則に従って研究発表し、本会の会誌に投稿する。</p>	<p>第5条 変更なし</p>
<p>第6条 会費は前年の12月までに納入しなければならない。</p>	<p>第6条 変更なし</p>
<p>第7条 通信先が外国の者の入会金、会費はともに国内会員と同じとする。</p>	<p>第7条 変更なし</p>
<p>第8条 会費の滞納6ヶ月以上に及ぶ会員は会員資格を停止する。また、会費の滞納1年以上に及ぶときは除名することができる。</p>	<p>第8条 会費を6ヶ月以上滞納した場合は、会員資格を停止することができる。また、会費を1年以上滞納した場合は除名することができる。</p>

現 細 則	新 細 則
<p>第9条 正会員および名誉会員のうち、オペレーションズ・リサーチの進歩に関し顕著な貢献をなした者をフェローとする。</p> <p>2 フェローはフェロー会議の推薦に基づき、理事会において決定する。</p> <p>3 フェローはフェロー会議を構成し、議長は互選とする。</p> <p>4 フェロー会議は理事会に対し、新フェローの推薦を行なう。</p> <p>第10条 正会員のうち、30年以上正会員を継続し、70才以上である者は永年会員とすることができる。</p> <p>2 永年会員は申出に基づき、理事会の承認により年会費を半額（7,200円）にすることができる。</p> <p>第11条 理事会は本会の事業活動について広く意見を求めるため、必要に応じて顧問を置くことができる。</p>	<p>第9条 変更なし</p> <p>第10条 変更なし</p> <p>第11条 変更なし</p>
<p>第2章 役員 の 選 出</p>	<p>第2章 役員 の 選 出</p>
<p>第12条 会長候補を選出するため、会長候補者選考委員会を設ける。会長候補者選考委員会は会長候補者選考委員をもって組織する。</p>	<p>第12条 役員は以下の会務を分担する。</p> <p>理事</p> <p>会 長（定数1）法人の代表、会務の総理</p> <p>副会長（定数3）企画・調整・統合</p> <p>庶 務（定数2）組織管理・人事・会議・文書・設備・総会</p> <p>国 際（定数1）IFORS等国際交流</p> <p>研 究（定数2）研究・教育・研究受託・研究発表会</p> <p>編 集（定数2）会誌・出版・広告</p> <p>会 計（定数1）会計</p> <p>無任所（定数4）理事会の決定による特別な会務</p> <p>監 事（定数2）定款第19条に定める職務</p> <p>注 うち2名は支部所属会員とする。</p> <p>最終行に現行の第18条を修正追</p>

現 細 則	新 細 則
<p>第 13 条 会長候補者選考委員は会長改選の 3 ヶ月前までに代議員の書面投票により互選する。</p> <p>第 14 条 会長候補者選考委員の定員は 13 名とし、任期は会長就任時までとする。</p> <p>第 15 条 会長候補者選考委員会に会長候補者選考委員長を置く。会長候補者選考委員長は会長候補者選考委員の互選による。</p> <p>第 16 条 会長候補者選考委員会は候補者 1 名を選考し、書面により正会員および名誉会員の信任投票を求める。</p> <p>2 有効投票の過半数の信任を得て候補者とする。</p> <p>3 有効投票の過半数の信任が得られない場合は、会長候補者選考委員会において再度選考を行なう。</p> <p>第 17 条 会長を除く役員は、正会員および名誉会員の直接選挙により選出される。</p> <p>1) 得票数が同じ場合には年令が高いものを選出する。</p> <p>2) 役員は分担する会務ごとに選出する。</p> <p>3) 分担する会務を明示して、正会員名誉会員 5 名以上が本人の同意を得て推薦した者を候補者とする。</p> <p>4) 分担する会務ごとの候補者名簿に基づき、正会員および名誉会員が分担ごとの定数連記、無記名投票を行なう。</p> <p>5) 2 つ以上の分担にまたがって当選した候補者は本人の意思によってその 1 つを選ぶこととする。それによって欠員のできた分担には次点者をくり上げる。</p> <p>6) 役員は毎年半数ずつ改選する。</p> <p>第 18 条 選出する役員の会務分担については理事会において決定する。</p>	<p>加 会務分担は理事会で変更することができる。</p> <p>第 13 条 現行の第 12 条と同じ</p> <p>第 14 条 会長候補者選考委員の定員は 13 名とし、会長改選の 3 ヶ月前までに、理事会から 5 名、代議員から 8 名を選出する。理事会からの 5 名は理事会推薦とし、代議員からの 8 名は代議員の書面投票により互選とする。</p> <p>2 会長候補者選考委員の任期は会長就任時までとする。</p> <p>第 15 条 現行の第 15 条と同じ</p> <p>第 16 条 現行の第 16 条と同じ</p> <p>第 17 条 現行の第 17 条と同じ</p> <p>1) 以下を修正</p> <p>1) 現行の 2) と同じ</p> <p>2) 役員候補者は分担する会務ごとに、本人の同意に基づいて正会員または名誉会員 5 名以上によって推薦された者とする。</p> <p>3) 役員候補者は候補者名簿に登録する。同一人が複数の会務分担役員の候補者になることはできない。</p> <p>4) 候補者名簿に基づき、正会員および名誉会員が分担ごとの定数連記、無記名投票を行なう。</p> <p>5) 現行の 1) と同じ</p> <p>6) 現行の 6) と同じ</p> <p>第 12 条最終行に記載</p>

現 細 則	新 細 則																								
<p>第 19 条 役員の仕事分担は次の表による。</p> <p style="padding-left: 2em;">理 事</p> <p style="padding-left: 4em;">会 長（定数 1）法人の代表、会務の総理</p> <p style="padding-left: 4em;">副会長（定数 3）企画・調整・統合</p> <p style="padding-left: 4em;">庶 務（定数 2）組織管理・人事・会議・文書・設備・総会</p> <p style="padding-left: 4em;">国 際（定数 1）IFORS 等国際交流</p> <p style="padding-left: 4em;">研 究（定数 2）研究・教育・研究受託・研究発表会</p> <p style="padding-left: 4em;">編 集（定数 2）会誌・出版・広告</p> <p style="padding-left: 4em;">会 計（定数 1）会計</p> <p style="padding-left: 4em;">無任所（定数 4） 理事会の決定による特別な会務</p> <p style="padding-left: 2em;">監 事（定数 2）民法 59 条の職務</p> <p style="padding-left: 4em;">注 うち 2 名は支部所属会員とする。</p> <p>第 20 条 本章における選挙の管理は監事の責任において行なう。</p> <p style="padding-left: 4em;">第 3 章 代議員の選出</p> <p>第 21 条 代議員候補者の選出は次の区分による。</p> <p style="padding-left: 2em;">1) 支部選出</p> <p style="padding-left: 2em;">2) 正会員および名誉会員の投票による選出</p> <p style="padding-left: 2em;">3) 会長指名</p> <p>第 22 条 支部はその支部に属する会員（正会員、名誉会員）の現在数に応じて定められた定数の代議員候補者をその所属会員の中から選出する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 支部選出の代議員の定数は次表による。</p> <table style="margin-left: 4em; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">所属会員数</th> <th style="text-align: left;">代議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 ~ 10</td><td>1</td></tr> <tr><td>11 ~ 40</td><td>2</td></tr> <tr><td>41 ~ 80</td><td>3</td></tr> <tr><td>81 ~ 150</td><td>4</td></tr> <tr><td>150 ~ 230</td><td>5</td></tr> <tr><td>231 ~ 320</td><td>6</td></tr> <tr><td>321 ~ 440</td><td>7</td></tr> <tr><td>441 ~ 580</td><td>8</td></tr> <tr><td>581 ~ 730</td><td>9</td></tr> <tr><td>731 ~ 900</td><td>10</td></tr> <tr><td>901 ~ 1100</td><td>11</td></tr> </tbody> </table>	所属会員数	代議員定数	1 ~ 10	1	11 ~ 40	2	41 ~ 80	3	81 ~ 150	4	150 ~ 230	5	231 ~ 320	6	321 ~ 440	7	441 ~ 580	8	581 ~ 730	9	731 ~ 900	10	901 ~ 1100	11	<p>第 12 条に移行修正</p> <p>第 18 条 現行の第 20 条と同じ</p> <p style="padding-left: 4em;">第 3 章 代議員の選出</p> <p>第 19 条 代議員は正会員を 5 年以上経験した者で、正会員および名誉会員の投票によって選ばれるものとする。</p> <p>第 20 条 代議員候補者は次の区分による者とし、被推薦者名簿に登録する。</p> <p style="padding-left: 2em;">1) 5 名以上の正会員または名誉会員の推薦を受けて立候補した者</p> <p style="padding-left: 2em;">2) 理事会の推薦を受けた者</p> <p style="padding-left: 4em;">理事会は（1）過去の活動実績（2）年令構成（3）地域性などを勘案して代議員候補者を推薦する。</p>
所属会員数	代議員定数																								
1 ~ 10	1																								
11 ~ 40	2																								
41 ~ 80	3																								
81 ~ 150	4																								
150 ~ 230	5																								
231 ~ 320	6																								
321 ~ 440	7																								
441 ~ 580	8																								
581 ~ 730	9																								
731 ~ 900	10																								
901 ~ 1100	11																								

現 細 則	新 細 則
1101 ~ 1300 12	
1301 ~ 1500 13	
1501 ~ 1800 14	
1801 ~ 15	
<p>第 23 条 第 21 条の 2 に定める代議員候補者の定員は 25 名とする。</p> <p>2 正会員名誉会員 5 名以上の推薦があった正会員または名誉会員を被推薦者名簿に登録する。</p> <p>3 正会員および名誉会員は代議員候補者を 25 名連記無記名投票により被推薦者名簿から選出する。</p> <p>4 支部で選出された者を除き、得票順に 25 名を決定する。辞退者があった場合は次点者をくりあげる。</p> <p>5 この項の選挙の管理は監事の責任において行なう。</p>	<p>第 21 条 第 19 条に定める代議員の定数は 50 名以上 70 名以内とする。</p> <p>2 正会員および名誉会員は第 20 条に定める代議員被推薦者名簿から、70 名連記無記名投票により代議員を選出する。</p> <p>3 この項の選挙の管理は監事の責任において行なう。</p>
<p>第 24 条 第 22 条および第 23 条で定める代議員候補者の選出が行なわれた後、会長は定員の範囲内で代議員候補者を指名することができる。</p>	
<p>第 4 章 委員会および幹事</p>	<p>第 4 章 委員会および幹事</p>
<p>第 25 条 理事会が必要と認めた場合は、会務の内容を明示して委員会を設けることができる。</p>	<p>第 22 条 現行の第 25 条と同じ</p>
<p>第 26 条 理事会が必要と認めた場合は幹事をおくことができる。</p>	<p>第 23 条 理事会が必要と認めた場合は理事会、委員会を補佐するため幹事をおくことができる。</p>
<p>第 27 条 委員および幹事は理事会の推薦にもとづき会長が委嘱する。</p>	<p>第 24 条 現行の第 27 条と同じ</p>
<p>第 28 条 委員、幹事の任期は 1 年とし重任を妨げない。</p>	<p>第 25 条 現行の第 28 条と同じ</p>
<p>第 29 条 幹事は理事会および委員会を補佐する。</p>	<p>第 23 条にまとめる</p>
<p>第 30 条 常設の委員会は次のとおりとする。 1) 編集 2) 表彰 3) IAOR 4) 研究普及 5) OR 事典編集 6) 国際</p>	<p>第 26 条 現行の第 30 条と同じ</p>
<p>第 5 章 会 誌</p>	<p>第 5 章 会 誌</p>
<p>第 31 条 会誌を次の 2 種とする。 1) 機関誌 オペレーションズ・リサーチ 2) 論文誌 Journal of the Operations Research</p>	<p>第 27 条 現行の第 31 条と同じ 1) 同じ 2) 同じ</p>

現 細 則	新 細 則
Society of Japan オペレーションズ・リサーチ学会論文誌	日本オペレーションズ・リサーチ学会論文誌
第 32 条 機関誌には、オペレーションズ・リサーチの普及、啓蒙に関する記事のほか本会記事、会務公告その他の事項を掲載し、年 12 回これを発行する。	第 28 条 現行の第 32 条と同じ
第 33 条 論文誌は、和文または英文で書かれた論文を掲載し、年 4 回これを発行する。ただし、都合により合併号を発行することができる。	第 29 条 現行の第 33 条と同じ
第 34 条 論文誌の配布を希望しない会員には、理事会で定めた金額を償還する。	第 30 条 現行の第 34 条と同じ
第 35 条 会誌の定価は、理事会で定めるものとする。	第 31 条 現行の第 35 条と同じ
第 36 条 会費を滞納した会員には、会誌の送付を停止する。	第 32 条 現行の第 36 条と同じ
第 6 章 研究発表会および講演会	第 6 章 研究発表会および講演会
第 37 条 研究発表会は年 2 回行なう。	第 33 条 現行の第 37 条と同じ
第 38 条 理事会の議決を経て、講演会その他を開催することができる。	第 34 条 現行の第 38 条と同じ
第 39 条 講演会の運営費にあてるため参加費を徴収することができる。	第 35 条 講演会、その他は参加費を徴収することができる。
第 7 章 支 部	第 7 章 支 部
第 40 条 この法人に、次の 6 つの支部をおく。 北海道支部 東北支部 中部支部 関西支部 中国四国支部 九州支部	第 36 条 現行の第 40 条と同じ
第 41 条 支部には支部長、副支部長、その他支部役員をおく。 2 支部役員は各支部で選出する。 3 支部役員の任期は 2 年とする。 4 支部の事業計画および予算、事業報告および決算は、理事会の承認を経るものとする。 5 支部は支部規則を制定する。ただし、理事会の承認を経なければならない。	第 37 条 現行の第 41 条と同じ
第 42 条 会長が必要と認めるときは支部長会議を招集し、支部に関する事項を諮問する。	第 38 条 現行の第 42 条と同じ

現 細 則	新 細 則
第 8 章 表 彰	第 8 章 表 彰
第 43 条 この法人はオペレーションズ・リサーチについて、すぐれた業績のあった者を表彰することができる。	第 39 条 現行の第 43 条と同じ
第 44 条 表彰の細目については理事会において定める。	第 40 条 現行の第 44 条と同じ
第 9 章 附 則	第 9 章 附 則
第 45 条 (1)本細則は、昭和 47 年 5 月 27 日よりこれを実施する。 (2)本細則は、昭和 48 年 9 月 11 日一部改訂した。 (3)本細則は、昭和 49 年 7 月 16 日一部改訂した。 (4)本細則は、昭和 50 年 11 月 6 日一部改訂した。 (5)本細則は、昭和 53 年 9 月 4 日一部改訂した。 (6)本細則は、昭和 58 年 11 月 18 日一部改訂した。 (7)本細則は、昭和 59 年 11 月 30 日一部改訂した。 (8)本細則は、昭和 62 年 8 月 3 日一部改訂した。 (9)本細則は、昭和 63 年 3 月 18 日一部改訂した。 (10)本細則は、平成 11 年 6 月 30 日一部改訂した。 (11)本細則は、平成 14 年 5 月 30 日一部改訂した。	第 41 条 (1)本細則は、昭和 47 年 5 月 27 日よりこれを実施する。 (2)本細則は、昭和 48 年 9 月 11 日一部改訂した。 (3)本細則は、昭和 49 年 7 月 16 日一部改訂した。 (4)本細則は、昭和 50 年 11 月 6 日一部改訂した。 (5)本細則は、昭和 53 年 9 月 4 日一部改訂した。 (6)本細則は、昭和 58 年 11 月 18 日一部改訂した。 (7)本細則は、昭和 59 年 11 月 30 日一部改訂した。 (8)本細則は、昭和 62 年 8 月 3 日一部改訂した。 (9)本細則は、昭和 63 年 3 月 18 日一部改訂した。 (10)本細則は、平成 11 年 6 月 30 日一部改訂した。 (11)本細則は、平成 14 年 5 月 30 日一部改訂した。 (12)本細則は、平成 15 年 月 日一部改訂した。

第 2 号 議 案

日本オペレーションズ・リサーチ学会倫理規定

前文

日本オペレーションズ・リサーチ学会会員はオペレーションズ・リサーチの専門家としてオペレーションズ・リサーチの研究、開発、応用、実施に当たり、科学技術が人類の環境と生存に重大な影響を与えることを認識し、社会に貢献し、公益に寄与することを願い、以下のことを遵守する。

1．技術者としての責任

会員は自らの専門知識、技術経験を生かして、人類の安全、健康、福祉の向上・増進に貢献する。

2．公平性

会員は人種、国籍、宗教、性別、障害に囚われることなく、公平かつ真摯に対応し、個人の自由と人権を尊重する。

3．自己研鑽と他者との関係

会員は専門家として自己研鑽に努めるとともに、他の技術者、研究者の能力向上を支援し、学術の発展と文化の向上に寄与する。

4．公開性

会員は自身の関与する事実や活動について、社会の理解と協力を得るため、積極的にその成果を還元するとともに、中立性、客観性をもって公開することに努める。

5．公正性

会員は真摯に研究ならびに技術活動を行ない、得られる結果に誠実に対応する。

6．知的財産尊重

会員は著作権、特許権の知的財産権を尊重する。

7．行動規範

会員は職務および日常生活において、社会、環境、組織、個人を尊重し、人権の尊重、プライバシーの保護、公私のけじめなど、社会人としての規範を遵守する。

名誉会員推薦の件

被推薦者氏名

1. 長谷川利治
(前OR学会会長・南山大学教授)

平成 15 年度事業計画

昨年 9 月に函館で開催された秋季研究発表会の初日のセッションでは、「日本オペレーションズ・リサーチ学会の将来展望」と題して、会長・副会長によるパネル討論が企画された。そこで議論された内容は、当学会の現状の冷静な分析に基づく危機感が根底にある。すなわち、バブル崩壊後日本の経済に歩をあわせるかのように低迷を続ける会員数減とそれと表裏の関係にある財政基盤の弱体化が問題意識の中心を占めた。

一方、冷戦終了後唯一の大国となった米国に目を向ければ、ORSA と TIMS の画期的大合併による INFORMS 誕生を契機として、会員数 12,000 人の組織を形成し、年間事業に関しても日本オペレーションズ・リサーチ学会の 5 倍を超える規模の経費をかけて、OR/MS の普及発展に大きく貢献するとともに、経済社会における OR/MS の地位を確たるものとして築き上げている。

秋季研究発表会のパネル討論も、米国における OR の隆盛を日本においても実現すべく、学会および学会員が何をやるべきかを今こそ真剣に考えるべき時ではないかという提言で幕を閉じた。一方、昨年 6 月末より学会役員を中心として「基本問題検討委員会」を組織し、問題の共有化とその解決に向けてスタートした。そこにおいて議論された内容は、別添資料を参照頂くが、その基本認識は、もはや対症療法では手後れであり、抜本的な改革が必要ということである。平成 15 年度はまさに当学会の再生元年であり、来年以降綿々と続く改革の橋頭堡となるべき年といえる。基本問題検討委員会での一年弱の検討ではまだまだ十分な議論ができていないことは否めないが、まずは一步を踏み出すことがすべてに優先という判断に基づき、本年度の事業計画に盛り込むこととした。

平成 15 年度における事業計画の概要は以下の通りである。

1. 研究発表会

研究発表会を春秋 2 回開催する。

(1) 春季研究発表会

期 日：3 月 18 日、19 日

場 所：慶應義塾大学理工学部矢上校舎（神奈川県横浜市）

特別テーマ：人とシステムと OR

(2) 秋季研究発表会

期 日：9 月 10 日、11 日

場 所：福岡大学（福岡県福岡市）

特別テーマ：アジアに広がる OR

見学会：9 月 12 日

2. シンポジウム

シンポジウムは以下の通り開催する。

(1) 第 49 回シンポジウム

期 日：3 月 17 日

場 所：慶應義塾大学理工学部矢上校舎（神奈川県横浜市）

テーマ：数理計画の理論と実装

(2) 第50回シンポジウム

期 日：9月9日

場 所：九州大学国際研究交流プラザ（福岡県福岡市）

テーマ：OR と数学

(3) 9月25日(木)、26日(金)、東京工業大学百周年記念会館にて、第15回 RAMP シンポジウムを開催する。

3. 研究部会・研究グループ

(1) 研究部会

次の15研究部会を設置する。必要に応じて予算限度内での追加発足を認める。

ア．常設（5研究部会）

「待ち行列」	主査：滝 根 哲 哉	（京 都 大 学）
「OR/MS とシステム・マネジメント」	主査：六 十 里 繁	（防 衛 庁）
「数理計画(RAMP)」	主査：福 島 雅 夫	（京 都 大 学）
「評価のOR」	主査：刀 根 薫	（政策研究大学院大学）
「統合オペレーション」	主査：梅 沢 豊	（大東文化大学）

イ．継続（6研究部会）

「グローバル・プロジェクトのOR」	主査：高 森 寛	（青山学院大学）
「COM・APS（先進的スケジューリング）」	主査：西 岡 靖 之	（法 政 大 学）
「数理情報工学的意思決定とその応用」	主査：吉 富 康 成	（京 都 府 立 大 学）
「PFI（インフラ民活プロジェクト）」	主査：若 山 邦 紘	（法 政 大 学）
「不確実性下のモデル分析とその応用」	主査：古 川 哲 也	（九 州 大 学）
「マーケティング・データ解析」	主査：田 口 東	（中 央 大 学）

ウ．新設（4研究部会）

「アルゴリズム」	主査：岩 田 覚	（東 京 大 学）
「意思決定とOR」	主査：前 田 隆	（金 沢 大 学）
「ゲームと実験」	主査：武 藤 滋 夫	（東 京 工 業 大 学）
「食糧・環境問題とOR」	主査：石 井 博 昭	（大 阪 大 学）

(2) 研究グループ

次の1研究グループを設置する。必要に応じて追加発足を認める。

ア．継続（1研究グループ）

「不確実環境下での意思決定法」	主査：河 村 一 知	（防 衛 大 学 校）
-----------------	------------	-------------

4. 刊行物

次の刊行物を発行する。

- (1) 機関誌「オペレーションズ・リサーチ」(12号)
- (2) 論文誌「Journal of the Operations Research Society of Japan」(4号)
- (3) 研究発表会アブストラクト集(2回)
- (4) シンポジウム予稿集(2回)・セミナーテキスト(3回)
- (5) 研究部会活動結果の報文集等

5. 広報・普及活動

インターネットを積極的に活用することによって会員サービスの向上を図るとともに、オペレーションズ・リサーチの有用性をアピールし、学会の社会的認知度を高めて行くための広報活動を充実させる。また、会員増強のため、各種事業を通じてより一層普及活動に努めることとし、以下のような活動を行なう。

- (1) ホームページを学会の情報発信のベースと位置づけ、コンテンツの充実を図る。具体的には、現在の情報伝達型から、利用者との双方向利用型へと進化を図る。これにより、入会申し込み、研究発表会への発表申し込み、出版物への投稿、出版物（大会予稿集など）のデータベース化、コンサルティング活動などのPRを実現できるようにする。
- (2) ホームページを使って情報開示を積極的に進める。
- (3) 研究意欲の増進、最新知識情報の吸収を意図し、講演会を開催する。（各支部1回以上）
- (4) オペレーションズ・リサーチの普及の一助として、また事業としての位置づけに配慮したORセミナー（講習会）を3回開催する。
- (5) 賛助会員の増強を図ると共に支部活動の活性化に寄与するため、OR企業フォーラム、インタラクティブフォーラムを合計3回開催する。
- (6) 賛助会員の増強を図ると共に、企業内でのOR実施例に対する社会の認知を高めるため、企業事例交流会を開催する。（年2回）

6. 日本学術会議および他学協会との連携・協力

- (1) 日本学術会議経営工学研究連絡委員会及び人工物設計・生産研究連絡委員会経営管理工学専門委員会に委員を派遣し、その活動に参画する。
- (2) 日本学術会議経営工学研究連絡委員会及び人工物設計・生産研究連絡委員会経営管理工学専門委員会と経営工学関連学協会が共催する第19回FMES・研連シンポジウムに参画・共催し、その実行委員会に委員2名を派遣する。
- (3) 日本技術者教育認定機構（JABEE）に参画し、グループ加盟している経営工学関連学会協議会（FMES）と共に、経営工学部門の審査に積極的に取り組む。なお、昨年に引き続き、FMESの事務局を当学会で担当する。
- (4) （社）日本工学会の活動に協力し、その他関連学協会との交流を積極的に進める。
- (5) 横断型基幹科学技術研究団体連合の設立総会に（4/7）に参加し、理事を派遣するなど積極的に活動に参加する。代議員に真鍋副会長、理事に今野浩氏（元副会長）、分科会、委員会に委員を派遣する。

7. 公益活動

- (1) 受託研究
官公庁、財団等の公的機関からの委託研究を積極的に受託するように努める。
- (2) 啓蒙活動
高校生・一般市民に対するORの啓蒙活動を推進する。

8. 国際協力・交流

- (1) IFORS（International Federation of Operational Research Societies）を通じて、各国のOR学会との交流、協力を図る。

- (2) APORS (Association of Asian-Pacific Operational Research Societies) を通じて、特に事務局長選出学会としてアジア・太平洋地域の OR の発展と加盟学会間の情報交換に積極的に協力する。
12月8日～10日に開催される第6回大会(開催地ニューデリー)に参加し、大会の成功に資する。
- (3) IAOR (International Abstracts in Operations Research) の編集、発行に協力し、日本の文献抄録を送付するとともに、IAOR の国内頒布に協力する。
- (4) APJOR (Asia-Pacific Journal of Operational Research) の編集、頒布に協力をする。
- (5) EJOR (European Journal of Operational Research) の編集、頒布に協力をする。
- (6) 海外からの OR 関係来訪者に応接する。

9 . 支部活動

各支部において、研究会、講演会、見学会等を企画し実施するほか、会員対策についても配慮する。

10 . 表彰

文献賞、実施賞、普及賞、業績賞、事例研究賞および学生論文賞の選考・表彰を行う。

11 . その他

- (1) 基本問題検討委員会の答申を受けて、早急に具体策を検討し、可能な施策から実行に移すよう努力する
- (2) 財政基盤の安定化に努めるとともに、事務局の OA 化に配慮する。

収支予算書

平成15年3月1日から平成16年2月29日

1. 一般会計

(単位：円)

1) 収入の部			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
勘 定 科 目	大 科 目	中 科 目				
基本財産運用収入						
		基本財産利息収入	10,000	10,000	0	
入会金収入						
		正会員入会金収入	120,000	120,000	0	
		学生会員入会金収入	60,000	60,000	0	
会費収入						
		正会員会費収入	32,429,000	33,135,000	706,000	
		学生会員会費収入	1,500,000	1,500,000	0	
		賛助会員会費収入	9,939,000	10,699,000	760,000	
事業収入						
		会誌頒布収入	6,400,000	6,400,000	0	
		研究発表会収入	5,000,000	5,000,000	0	
		シンポジウム収入	2,100,000	2,050,000	50,000	
		セミナー収入	1,800,000	1,800,000	0	
		資料等頒布収入	300,000	300,000	0	
		I A O R 収入	375,000	375,000	0	
		E J O R 収入	418,000	774,000	356,000	
		A P J O R 収入	92,500	92,500	0	
		受託研究収入	1,000,000	1,000,000	0	
その他収入						
		論文投稿掲載料収入	900,000	675,000	225,000	
		広告収入	6,000,000	6,000,000	0	
		受取利息	100,000	100,000	0	
		名簿収入	0	0	0	
		事務委託収入	150,000	460,000	310,000	

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
	退職給与引当金		0	0	0	
	取崩収入					
	記念事業引当金		0	0	0	
	取崩収入					
	国際協力引当金		0	0	0	
	取崩収入					
	表彰事業引当金		100,000	100,000	0	
	取崩収入					
	OA化引当金取崩収入		0	2,000,000	2,000,000	
	40周年記念事業特別引当金取崩収入		0	0	0	
	別途引当金取崩収入		4,132,250	3,195,790	936,460	
	雑 収 入		800,000	800,000	0	
当 期 収 入 合 計			73,725,750	76,646,290	2,920,540	
前期繰越収支差額			19,891,398	19,891,398	0	
収 入 合 計			93,617,148	96,537,688	2,920,540	
2) 支出の部						
勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
管 理 費						
	家 賃		4,044,600	4,044,600	0	
	共 益 費		1,630,000	1,630,000	0	
	事 務 用 品 費		150,000	150,000	0	
	会 議 費		800,000	800,000	0	
	旅 費 交 通 費		2,000,000	2,000,000	0	
	通 信 費		1,350,000	1,350,000	0	
	印 刷 費		600,000	600,000	0	
	消 耗 品 費		300,000	300,000	0	
	OA化準備費		300,000	2,100,000	1,800,000	
	リ - ス 料		600,000	600,000	0	
	修 繕 費		50,000	50,000	0	
	給 料 手 当		18,000,000	9,000,000	9,000,000	表示変更
	福 利 厚 生 費		2,500,000	2,500,000	0	
	臨 時 雇 賃 金		2,000,000	2,000,000	0	
	退 職 金		0	0	0	
	保 険 料		50,000	50,000	0	

勘 定 科 目			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
事 業 費	負 担 金		110,000	110,000	0	
	支 払 手 数 料		230,000	230,000	0	
	租 税 公 課		80,000	80,000	0	
	退職給与引当金 繰入		200,000	200,000	0	
	雑 費		100,000	100,000	0	
	損 金		800,000	800,000	0	
	研究発表会					
		開 催 費	3,620,000	3,620,000	0	
		印 刷 費	1,380,000	1,380,000	0	
	印刷製本費					
		機 関 誌	10,000,000	10,000,000	0	
		論 文 誌	2,800,000	3,000,000	200,000	
		報 文 集	0	0	0	
		印 刷 費	40,000	40,000	0	
	国際協力費					
		I F O R S 会 費	408,000	455,000	47,000	
		I A O R 購 入 費	388,000	375,000	13,000	
		E J O R 購 入 費	407,000	774,000	367,000	
		A P J O R 購 入 費	63,000	92,500	29,500	
		A P O R S 関 係 費	300,000	300,000	0	
	研究活動費				0	
		シンポジウム 開催費	2,100,000	2,050,000	50,000	
		セミナー開催 費	1,275,000	1,434,000	159,000	
		OR企業 フォーラム	900,000	1,200,000	300,000	
		研究部会費	675,000	720,000	45,000	
		支 部 費	2,301,280	2,437,320	136,040	
表彰事業費		457,000	457,000	0		
会議費		400,000	400,000	0		
旅費交通費		750,000	750,000	0		

勘定科目			予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
その他支出 予備費	通信運搬費		6,300,000	6,300,000	0	表示変更
	諸謝金		1,300,000	1,300,000	0	
	給料手当		0	9,000,000	9,000,000	
	消耗品費		400,000	400,000	0	
	受託研究支出金		1,000,000	1,000,000	0	
	F M E S ・ 研連 関係費		500,000	400,000	100,000	
	雑 費		66,870	66,870	0	
	予 備 費		0	0	0	
当 期 支 出 合 計			73,725,750	76,646,290	2,920,540	
当 期 収 支 差 額			0	0	0	
次期繰越収 支差額			19,891,398	19,891,398	0	
支 出 合 計			93,617,148	96,537,688	2,920,540	

